

今夏の電力供給不足に対する節電の取り組みについて

今般の東日本大震災に起因する電力供給不足から、政府は各企業に対し7月から9月までのピーク期間における使用最大電力を15%削減することを求めています。

これを受け当社では、企業における社会的責任を果たすべく、これを実現するための取り組みを下記の通り実施致します。

これにより、お取引先の皆様にご不便をお掛けすることがあるかと思いますが、趣旨をご理解頂きご協力賜りますよう何卒お願い申し上げます。

なお、今回の取り組みは2011年9月末までの期限付き措置と致しますが、期限が過ぎた後も継続して節電に努めてまいります。

記

1. 直接的な節電への取り組み

1) 関内事務所内照明について

- ・ 関内事務所内の天井照明を50%程度間引きます。
- ・ 12時～13時の昼休み時間中は事務所内の約90%の照明を消灯します。
- ・ 従業員の健康に配慮しつつ、出来る限り余分な照明の消灯に努めます。

2) O A 機器について

- ・ 帰宅または外出する際は、O A 機器の電源をコンセントから抜いて待機電力を抑えます。
- ・ 昼休みや会議などで10分以上席を離れる場合は、ディスプレイの電源は切り、ノートPCはスタンバイモードにします。
- ・ 使用していない機器の電源はコンセントから抜いて無駄な電力を使わないよう徹底します。

3) 空調について

- ・ 就業時間内(9:00～17:30)の室内の温度を28度に調整します。

4) その他

- ・ 基本的に階段を使用し、エレベータの使用を極力控えます。

2. 間接的な節電への取り組み

1) 服装について

- ・ ノージャケット、ノーネクタイにより、高目の室温でも快適に過ごせるようクールビズを推奨します。但し、社会通念上ビジネスの場に相応しい服装を心掛けます。

2) 厚生休暇の取得可能期間の変更

- ・ 今年に限り、厚生休暇の取得可能期間を9月末日までとします。
- ・ この措置を講じることで、夏季の勤務日数を減らしOA機器等への節電効果を狙います。

3) 営業日の変更

- ・ 7月～9月のピーク時の営業日数を削減し、代わりに10月～12月の営業日数を増やす措置を実施します。
- ・ この措置は、上記営業日変更によりお客様の業務に影響を与えるチームを除いた以下のチームのみに適用します。
 - CSSグループの全チーム
 - EUSグループの一部のチーム
- ・ 具体的な勤務日は以下の通りとします。
 - 7月～9月の間は本来の所定休日に加え月曜日を定休日とし週休3日とします。
 - ◇ 7月： 4日、11日、25日
 - ◇ 8月： 1日、 8日、22日、29日
 - ◇ 9月： 5日、12日
 - 10月～12月の間は、祝日および一部の土曜日を出勤日にして、年間休日数の調整を図ります。
 - ◇ 10月： 10日、15日、29日
 - ◇ 11月： 3日、12日、23日、26日
 - ◇ 12月： 10日、23日
- ・ この措置を講じることで、夏季の勤務日数を減らし照明やOA 機器等への節電効果を狙います。

以上

